登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおける重要な不備事項の公表

2024 年 1 月 30 日
日本公認会計士協会

公認会計士又は監査法人が「上場会社等（公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）第 29 条の２）」の財務書類に係る監査証明業務（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。）第 193 条の２第１項及び第２項の監査証明）を行うときは、公認会計士法第 34 条の 34 の２の登録を受けなければならないこととされており、当協会は、上場会社等監査人名簿を備え（法第 34 条の 34 の３）、上場会社等監査人登録制度の運営を行っている。

上場会社等監査人登録制度においては、登録を受けた公認会計士又は監査法人（以下「登録上場会社等監査人」という。）に対して品質管理レビュー（改善状況の確認を含む。）を実施した場合に、極めて重要な不備事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められる事項）又は重要な不備事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められる事項）が認められたときには、その概要を本会ウェブサイトに公表することを規定している（会則第 46 条の 15、上場会社等監査人登録細則第８条第２項から第４項まで並びに第９条第１項第７号）。

このたび、下記の監査法人に対して通常レビューを実施した結果、重要な不備事項が認められたことから、会則第 46 条の 15 の規定に基づき、本会ウェブサイトにおいて、当該重要な不備事項の概要を以下のとおり公表する。

なお、品質管理委員会は、当監査法人に対して、当該重要な不備事項に係る改善勧告事項を記載した改善勧告書を交付しており、当監査法人からは、当該改善勧告事項に対する改善措置を記載した改善計画書を受領している。今後、当協会は、当該改善計画書に基づいた監査法人の改善のための取組の実施状況等について、適切にモニタリングを進めていく予定である。

記

１．対象監査法人

新宿監査法人

２．対象年度

2023 年度の通常レビュー（報告書日付：2024 年１月 23 日）

３．品質管理レビュー報告書に記載した重要な不備事項

(1) 監査調書の整理及び管理・保存

2023 年度の品質管理レビューから監査事務所の最高経営責任者より「監査ファイルの整理、並びに監査調書の管理及び保存に関する宣誓書」を入手し、全ての監査業務について、監査ファイルの最終的な整理完了後、宣誓書署名日までの間に監査調書の不適切な修正又は追加が一切ないこと、監査調書の不適切な修正又は追加の事実が判明した場合、当該事実は品質管理レビューの実施結果の表明に関して重要な不備事項の要因となることを承知している旨を確認している。また、個別監査業務においても、監査責任者から「監査調書の修正又は追加なし」という旨が記載された「監査ファイル宣誓書」を入手している。

しかしながら、監査ファイルの最終的な整理完了日以降に監査調書の追加作成という事実までは確認されなかったものの、既に作成済みの電子データが印刷され、監査ファイルに綴り込まれた監査調書が品質管理レビューの過程で確認された監査業務があった。

監査調書の持ち出しに当たって、品質管理担当責任者による適切な確認が行われず、また、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書の追加が行われたにもかかわらず、その履歴が「監査調書受払台帳」に記載されていなかったことから、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を不適切に修正又は追加することを防止するといった監査調書の管理が不十分な事実が認められる。このため、監査事務所が定めた品質管理のシステムを構成する必要な方針と手続の実施状況が不適切又は不十分な事実が認められ、その程度が重要であると認められる。

４．公表期間

本日から、品質管理レビューによって改善措置が実施されたことを確認した時（上場会社等監査人登録細則第８条第５項（登録の取消しに係る公表の場合には、第９条第３項））までとする。

以　　上

【問合せ先】

日本公認会計士協会
自主規制本部　品質管理グループ
（メール）qc-office@jicpa.or.jp
（電　話）03-3515-1134

《参考：関連諸規程》

【日本公認会計士協会会則（2023年１月31日改正）】

（登録取消しの公表）

第46条の13　本会は、第46条の11の規定により登録上場会社等監査人に登録の取消しを通知した場合は、その旨を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

（懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人の取扱い）

第46条の14　本会は、登録上場会社等監査人が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、その旨及びその理由を，本会ウェブサイトにおいて公表する。

（公表事項の委任）

第46条の15　前２条の規定により公表する事項その他登録上場会社等監査人に係る情報の公表に関し必要な事項は、細則で定める。

【上場会社等監査人登録細則（2023年２月17日制定）】

（本会ウェブサイトにおける公表）

第８条　本会は、会則第46条の15の規定に基づき、次の各号に掲げるものを本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1)～(8)　（省　略）

２　前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー（会則第77条第２項第１号の通常レビューをいう。以下同じ。）又は登録の審査のためのレビューに係る次に掲げる事項を、本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、当該公表の期間は、当該通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの次々回の通常レビュー又は登録の審査のレビューに係る当該事項が公表されるまでの間とする。

(1) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施年度

(2) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月

(3) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

３　前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー又は登録の審査のためのレビューについて、改善状況の確認（品質管理委員会運営細則第５条第２項に定める改善状況の確認をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該改善状況の確認について、前項各号に準ずる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、同項第１号及び第２号中「通常レビュー又は登録の審査のためのレビュー」とあるのは「改善状況の確認」に読み替えるものとし、改善状況の確認の対象となった通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに係る前項の公表が終了する時まで公表する。

４　本会は、登録上場会社等監査人に対して特別レビュー（会則第77条第２項第２号

の特別レビューをいう。以下同じ。）を実施した場合には、次に掲げる事項を当該特別レビューの直前に行われた通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに係る第２項の公表が終了するまで本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1) 特別レビューの実施年度

(2) 特別レビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月

(3) 特別レビューの概要

(4) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

５　本会は、第２項第３号及び前項第４号に掲げる事項の公表について、登録上場会社等監査人が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめ、書面又は電磁的記録により、その旨を当該登録上場会社等監査人に通知する。

（登録を取り消された者に関する公表）

第９条　本会は、会則第46条の13の規定に基づき、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。

(1)～(6)　（省　略）

(7) 品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

２　（省　略）

３　前項の規定にかかわらず、本会は、第１項第７号に掲げる公表について、登録を取り消された者が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめるものとする。

４　本会は、前２項に基づき公表を取りやめた場合には、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者（解散した監査法人にあっては、その清算人）に対して、書面又は電磁的記録により、その旨を通知する。